

8. こんな時は？(Q&A)

防犯・防災に関すること

Q1 防犯灯が点灯していないのですが、どこに連絡すればよいでしょうか？

A 防犯灯の維持・管理については、生活あんしん課が担当しています。

防犯灯が点灯していないなど不具合を発見した場合は、

①防犯灯の所在地

②貼付された防犯灯管理プレートの6ケタの管理番号

をご確認の上、次のいずれかの方法により生活あんしん課までご連絡ください。

・TEL:260-5048(受付日時:平日8:30~12:00、13:00~17:00)

・FAX:260-5138

・お問合せフォーム:大和市ホームページ「トップページ」→「組織の紹介」→「生活あんしん課へのお問合せ(外部リンク)」→「【大和市】お問合せフォーム(生活あんしん課)」から送信

Q2 夜間暗い場所があるのですが、防犯灯を新たに設置してもらうことはできますか？

A 防犯灯の新設を希望される場合は、各自治会内で取りまとめていただき、優先順位をつけたうえ、生活あんしん課が行う防犯灯要望調査(毎年7月頃実施)により申請をお願いします。大和市では、設置基準に基づき、現地調査を実施し、予算の範囲内で設置工事を行います。なお、防犯灯の移設・撤去については、随時、生活あんしん課へご相談ください。

Q3 自治会で地域防災訓練を実施したいのですが、消防署の方に指導に来てもらうことは可能ですか？

A 可能です。消防署では、地域防災訓練の指導をおこなっています。申込みは最寄りの消防署または消防本部管理課(TEL:260-5779)までご相談ください。

Q4 防災マップはどこでもらう(見る)ことができますか？

A 防災マップは、次の場所で配布しています。

- ・市役所1階(情報公開コーナー)
- ・市役所3階(危機管理課)
- ・保健福祉センター(1階受付)
- ・中央林間分室、渋谷分室
- ・連絡所(大和、桜ヶ丘)
- ・消防本部
- ・文化創造拠点シリウス
- ・市民交流拠点ポラリス
- ・市民活動拠点ベテルギウス
- ・学習センター(生涯学習センター、つきみ野、桜丘、渋谷)
- ・イオン大和店、イオン大和鶴間店、イトーヨーカドー大和鶴間店(サービスカウンター)

また、市のホームページ(https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/27/bosai_anzenanshin/saigaijoho_kishojoho/6755.html)や、ヤマトSOS支援アプリで閲覧することができます。



大和市防災マップ HP

Q5 自治会で避難行動要支援者支援制度に取り組みたいと考えていますが、市の職員に説明に来てもらうことは可能ですか？

A 可能です。健康福祉総務課では、避難行動要支援者支援制度の説明や情報提供などをおこなっています。申込みは健康福祉総務課(TEL:260-5604)までご相談ください。

Q6 公共機関を名乗り「お金が戻る」などといった電話がかかってきたのですが、どこに相談すればよいでしょうか？

A 市役所振り込め詐欺相談 ☎046-260-7970(なくなれ)にご相談ください。(休日・夜間・緊急な場合は大和警察署 ☎046-261-0110)

～こんな電話が怪しい電話!～

- ・「電話番号が変わった」は犯人の常套句
- ・「今日中にお金が必要になった」(事故、中絶、示談、会社のお金の補てんなど)
- ・「代理のもの(上司、同僚、友人など)がお金を受け取りに行く」
- ・「言うとおりにATMを操作してほしい」と指示される

Q7 悪質商法や事業者との契約に関するトラブルは、どこに相談すればよいでしょうか？

A 大和市消費生活センター電話 ☎046-260-5120 または局番無しの188(いやや)にご相談ください。

～具体的な相談例～

【点検商法】「無料で点検する」と訪問し、不安をあおる説明をして、高額な契約をさせる

【通信販売】「注文した商品がイメージと違う…」「返品できると思っていたのに…」といったトラブル

交通安全に関すること

Q8 道路上の危険な箇所に、注意喚起の立て看板やカーブミラーなどを設置してもらうことはできますか？

A 現場の状況により、設置の可否が変わりますので、まずは道路安全対策課の交通安全・自転車対策係、道路整備係(TEL:260-5118・5409)までご連絡ください。

Q9 道路上に放置自転車があるのですが、撤去してもらうことはできますか？

A 道路の管理者により対応が異なるため、まずは道路安全対策課の交通安全・自転車対策係(TEL:260-5118)までご連絡ください。なお、私道にある場合は当該私道の管理者による対応をお願いします。

(お知らせ)

市が配信している「ヤマト SOS 支援アプリ」で、防犯・防災・交通安全に関する様々な情報を見ることができます。

※同アプリは右のコードからダウンロードできます。
(通信料は利用者の負担となります。)



i o s 端末用



Android 端末用

資源やごみに関すること

Q10 ごみのカレンダーはどこでもらうことができますか？

A 環境管理センター、情報公開コーナー（市役所1階）、環境総務課（市役所4階）、各分室・各連絡所で配布しています。

Q11 資源の持ち去り犯を目撃したのですが、どこに連絡すればよいでしょうか？

A 110番通報または環境管理センター廃棄物対策課の資源・廃棄物対策係（TEL：269-7343）へご連絡ください。犯人や車の情報、持ち去られた物の数量をお聞きします。脅されるなどの危険がありますので、犯人に対し声を掛けることはお止めください。

Q12 リサイクルステーションの看板が古くなったので交換したい場合は、どうしたらよいでしょうか？

A 環境管理センター廃棄物対策課で新しいものをお渡ししています。

Q13 リサイクルステーションにごみが捨てられてしまった場合は、どうすればよいでしょうか？

A リサイクルステーションへ資源以外のごみや分別等のルールに違反しているものが出されている場合は、基本的には市が警告シールを貼り、一定期間啓発した後に回収します。回収されない場合やすぐに回収した方がよいと思われる場合は、お手数ですが、環境管理センター廃棄物対策課資源・廃棄物対策係（TEL：269-7343）にご連絡ください。その際は、自治会名、リサイクルステーション番号、品物、置かれている期間をお伺いします。

Q14 このリサイクルステーションが利用できますか？

A 市では、お住まいに近いリサイクルステーションをご利用いただくよう案内しています。リサイクルステーションは、お住まいの地域の自治会が管理しており、各自治会の会員が輪番などで管理を行っているため、自治会へご加入いただくか、管理に参加する等、地域へご協力いただくようお願いをしています。リサイクルステーションの管理を行う人がいなくなると、今まで利用できたリサイクルステーションが廃止になる場合もあります。

ぜひ自治会への加入・ご協力をお願いします。

なお、リサイクルステーションについてのお問い合わせは、環境管理センター廃棄物対策課資源・廃棄物対策係までお願いします。

Q15 地域のお祭りで大量のごみが出ます。どうしたらよいでしょうか？

A お祭りのごみは、「燃やせるごみ」を事業系有料指定ごみ袋（大和市事業系一般廃棄物指定収集袋）にに入れて出してください。ボランティア袋は使用できません。出す日や場所を確認し収集日を調整しますので、必ず事前に環境管理センター廃棄物対策課資源・廃棄物対策係（TEL:269-7343）へご連絡ください。

Q16 ポイ捨てや不法投棄を防止する看板をもらうことはできますか？

A 生活環境保全課（市役所4階）と廃棄物対策課（環境管理センター）で配布しています。

Q17 ボランティア袋がなくなってしまったのですが、もらうことはできますか？

A 生活環境保全課（市役所4階）と廃棄物対策課（環境管理センター）で配布しています。

Q18 どんど焼の灰の処理はどうすればよいでしょうか？

A 灰は、土や石と同じく市では処分できません。専門の業者に処理を依頼してください。連絡先：大和市環境事業協同組合（TEL:264-2033）

公園に関すること

Q19 公園を利用して、夏祭りなどの行事を行うことはできますか？

A 公園管理事務所に「公園施設使用等申請書」を提出していただければ、無料で利用することができます。

公園管理事務所：引地台公園内（TEL:263-9221）

Q20 公園の遊具が破損している場合は、どこに連絡すればよいでしょうか？

A 遊具が破損している場合は、公園管理事務所（TEL:263-9221）にご連絡ください。

Q21 公園に防災倉庫を設置することはできますか？

A 公園管理事務所に「公園施設設置等申請書」を提出していただければ、検討した上で、設置の許可を出すことは可能です。ただし、設置には要件がありますので、詳しくは公園管理事務所までお問合せください。

公園管理事務所：引地台公園内（TEL：263-9221）

道路や道路上の樹木・照明に関すること

Q22 道路に亀裂や陥没があるのですが、直してもらうことはできますか？

A 市が管理する道路の場合、道路管理課維持補修係（TEL：260-5412）へ連絡していただければ対応します。

Q23 民家の樹木が道路上に出ているため、通行に支障があるのですが、市で対応することはできますか？

A 民地の樹木は、所有者が管理するものです。そのため市の管理する道路上に出ている樹木は、道路管理課許認可係（TEL：260-5404）が所有者に連絡し、剪定等の依頼をしています。

Q24 道路上の樹木が折れていて危険な場合は、どこに連絡すればよいでしょうか？

A 市が管理する道路の場合、道路管理課維持補修係（TEL：260-5412）へ連絡していただければ、早急に対応します。

Q25 街路灯（道路照明灯）が点灯していないのですが、どこに連絡すればよいでしょうか？

A 道路管理課維持補修係（TEL：260-5412）へ連絡していただければ、市が管理するものが確認し、対応します。

その他

Q26 自治会の役員がお祭りの寄附を集める場合、政治家にも寄附をお願いできるでしょうか？

A 禁止されている寄附にあたるので、政治家に対して求めることはできません。

Q27 自治会が行事を行う際、政治家が他の役員と共に金一封を出すことはできるでしょうか？

A 行事を行う際の金一封は、禁止される寄附にあたります。

Q28 空き家で困っているのですが、どこに相談すればよいでしょうか？

A 空き家に関する窓口は、建築指導課（TEL：260-5427）になりますので、ご連絡ください。

Q29 自治会館が老朽化しているので、地震による倒壊が心配なのですが、どこに相談すればよいでしょうか？

A 建築物の耐震に関する窓口は、建築指導課（TEL：260-5425）になります。建築した時期がわかるものや図面等をご用意の上、ご相談ください。

Q30 電柱などに取り付けられた不動産チラシや風俗の立看板などを撤去してもらうことはできますか？

A 道路（公道）上のガードレール、電柱、街灯等に金融業者等のはり紙、はり札、立て看板がある場合は、街づくり推進課（TEL：260-5483）までご連絡ください。
なお、市では市民の皆さんに違反屋外広告物の除却を行っていただく「大和市違反屋外広告物除却協力員制度」を設けていますので、登録をお待ちしています。

Q31 犬のふんで困っているのですが、注意喚起の看板をもらうことはできますか？

A 生活環境保全課（市役所4階）、廃棄物対策課（環境管理センター）、医療健診課（保健福祉センター4階）で配布しています。

Q32 犬のふんの放置で困っているのですが、看板設置以外に対策方法はありますか？

A 市では犬のふんの放置対策として「イエローチョーク作戦」を実施しています。作戦に使用する黄色いチョークは、生活環境保全課（市役所4階）、廃棄物対策課（環境管理センター）、医療健診課（保健福祉センター4階）及び各コミュニティセンターで配布しています。

Q33 救急医療情報キットは、どこでもらえますか？

A 保健福祉センター1階受付や4階医療健診課のほか、市役所本庁舎1階介護保険課、市民活動拠点ベテルギウス、市民交流拠点ポラリス、各学習センター、消防本部（救急救命課）消防署の各分署・出張所で配布しています。また、市内の配布協力薬局10か所や市内全郵便局（14か所）でも配布しています。詳しくは、医療健診課（TEL：260-5661）にお問合せいただくか、市のホームページでご確認ください。

Q34 加入促進に使用するのぼり旗が欲しいのですが、どこに連絡すればよいでしょうか？

A 随時ご用意はしていませんが、在庫の状況により対応可能な場合もありますので自治連（TEL：260-5130）までお問合せください。作成業者を紹介することも可能です。

Q35 広報やまが配送されて来る時に、旅行などで受け取ることができない場合は、どうすればよいでしょうか？

A 代理の方のご自宅にお届けすることも可能です。その場合は、発行日の1か月前までを目処に自治連（TEL：260-5130）へご相談ください。

Q36 自治会役員の成り手が少なく困っているのですが、何か良い方法はないでしょうか？

A 成り手が見つからない原因の一つとして、役員の負担が重いことが考えられます。自治会長や役員の方に職務が集中する体制を見直し、なるべく多くの自治会員の方に職務を振り分け、皆さんで自治会を運営する体制を整えましょう。

また、自治会内の事務的な仕事を削減するため、活動内容を定期的に見直すなど、効果的・効率的な自治会運営を心掛けましょう。

Q37 外国人住民と外国語でコミュニケーションをとりたいのですが、どのような方法がありますか？

A 簡単な日本語ならわかるという外国人市民も少なくありません。

まずは、外国語にこだわらず「やさしい日本語※」でコミュニケーションを図ってみてください。

※「やさしい日本語」…参考：文化庁ホームページ「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/92484001.html

その他に、スマートフォンなどで無料の通訳・翻訳アプリを使うといった方法もあります。

参考：多言語音声翻訳「ボイストラ」 <https://voicetra.nict.go.jp/>

ただし、自動翻訳は、お知らせや看板など、不特定多数に向けた印刷物の作成には向いていません。

精度の問題から誤った情報を伝えてしまう可能性があります。公益財団法人大和市長国際化協会では、有償で文書の翻訳や通訳ボランティアの派遣を請け負っています。

詳しいことは、同協会（電話：046-265-6051）までお問い合わせください。

Q38 自治会で勉強会を行いたいのですが、市の職員に講師をお願いすることはできますか？また、どのような内容がありますか？

A やまと生涯学習出前講座「どこでも講座」をご利用ください。「どこでも講座」では、市民の皆さまのところへ、市職員が出向いて行政の取り組み、行政の所有する情報や専門知識などのお話をお届けしています。

市政全般の広い分野について学習できるもので、多数のメニューを用意しています。学びたいことや聞いてみたいテーマをメニューから選んでお申込みください。この講座は、市民の皆さまが主催者です。隣近所のお仲間や自治会、PTA、学習グループなど、お気軽にご利用ください。

対 象 者	原則として、市内に在住・在勤・在学する10人以上のグループ。小学校・中学校の授業等。 ※人数が10人未満の場合は、ご相談ください。
講 座 内 容	次ページ以降に記載。
開 催 日 時	平日の午前9時から午後5時までの間。 1回2時間以内。
費 用	無料。ただし、教材費・材料費等が必要な場合があります。
会 場	原則として、市内の公共施設や民間の施設及び学校等。 なお、会場は申請者の方が確保してください。
お 申 込 み 方 法	受講希望日の2週間前までに所定の申込用紙に記入し、最寄りの学習センター窓口にご提出ください。 なお、お申込みから決定通知の発送まで1～2週間ほどかかります。
お 問 合 せ	生涯学習センター（TEL:261-0491） つきみ野学習センター（TEL:275-0088） 市民交流拠点ポラリス（TEL:274-4361） 桜丘学習センター（TEL:269-0411） 渋谷学習センター（TEL:267-2027）